国家試験免除 第二級海上特殊無線技士【2海特】養成課程

e ラーニング募集案内 (どなたでも受講可能)

弊社は総務省東海総合通信局の認定を受け、e ラーニングによる第二級海上特殊無線技士の養成課程受講者を通年、常時募集しております。

1. この養成課程の概要

無線従事者養成課程は、「規定のカリキュラムをすべて受講し、修了試験に合格すると国家試験合格と同等の扱いとなり、無線従事者免許が受けられる制度」です。 このeラーニングは、インターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等で全受講を行うことができ、時間があるときに学ぶことができます(少しの時間でも可能です)。

受講を完了された方はCBT方式の修了試験を全国 300 箇所以上のテストセンターで受験していただき、 合格されますと管轄の東海総合通信局に免許申請を行い、公布された免許証を郵送するまでを弊社で行い ます(資格は全国で有効です)。

また、無線設備の操作の用途とは異なりますが、アマチュア無線技士を除く無線従事者資格の取得者は、 その資格により甲種消防設備士(特類を除く)の受験が可能です。

当該養成課程は一定の有資格者が受講できる「時間を短縮したもの」ではなく、どなたでも受講できるものです。

・受講開始から免許証受領までの流れ(イメージ)











2. 第二級海上特殊無線技士の資格操作範囲について

「第二級海上特殊無線技士」の資格によって操作できるのは次の範囲です。

- ①船舶に施設する無線設備(船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。)並びに海岸局及び船舶のための無線 航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作(モールス符号による通信操作を除く。) 並びにこれらの無線設備(レーダー及び多重無線設備を除く。)の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさ ないものの技術操作(3海特の範囲も操作できます。)
 - (イ) 空中線電力 10 ワット以下の無線設備で 1606.5 キロヘルツから 4000 キロヘルツまでの周波数の電波 を使用するもの
 - (ロ) 空中線電力 50 ワット以下の無線設備で 25010 キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
- ② レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作(レーダー海特の範囲も操作できます。) (海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作)

第二級海上特殊無線技士で操作可能な設備等の例(次の①及び②の操作が可能です)

- ① レーダー級海上特殊無線技士で操作可能な設備の例
- ・船舶レーダーの技術操作・・・船舶用の大型レーダー、レーダーのみを備える船舶のレーダー
- ② 第二級海上特殊無線技士で操作可能な設備の例
- ・船舶局(国内通信)の操作・・・沿岸漁船の船舶局、沿海を航行する内航船の船舶局等 ※国際 VHF の DSC 運用が可能です。
- ・海岸局(国内通信)の操作・・・中短波帯(10W以下)や27MHz帯・40MHz帯の漁業用海岸局、VHFを使用する小規模海岸局等
- ・海上特殊無線技士の操作可能例の比較 (○…操作可能 ×…操作不可)

第二級(2海特)・第三級(3海特)・レーダー級(レ海特) ※2海特・3海特は国内通信が可能

資格	国際 VHF	国際 VHF	国際 VHF	レーダー	AIS	漁業無線	漁業無線
	25W 機	5W 機	5W 機	5kW 超	% 2	27MHz 帯	27MHz 帯
		DSC あり	DSC なし	※ 1		海岸局	船舶局
2海特	0	0	0	0	OClass A	0	0
当該資格					及び簡易型		
3海特	×	×	〇船舶施設	×	○簡易型	×	05W以下
							電話に限る
レ海特	×	×	×	0	○簡易型	×	×

※1 出力 5kW 未満の船舶レーダーの操作には無線従事者の資格は不要です。ただし、船舶レーダーのみの無線局の免許(無線航行移動局)は必要です。3海特の操作範囲は5kW 以下の船舶レーダーとなっています。 ※2 AIS のうち、簡易型 AIS(AIS Class B)の操作には無線従事者資格は不要ですが、船舶局の無線局免許が必要です。

3. 養成課程の受講資格

当該養成課程は公募型養成課程とし、受講資格要件は次の(1)及び(2)の条件を満たす方です。

- (1)修了試験の受験時に必要な、次のいずれかの「身分証明書(写真付き)」を所持しており、修了試験会場で提示可能な方。
 - ・運転免許証・小型船舶操縦免許証・パスポート
 - ・写真付き住民基本台帳カード
 - ・個人番号カード(マイナンバーカード。表面のみを参照して使用します。)
 - ・無線従事者免許証 (ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む)から10年 以内のものに限る。)
 - ·工事担任者資格者証 (同上) ·運転経歴証明書 (同上)
 - ·電気通信主任技術者資格者証(ただし、免許の年月日又は交付年月日(再交付の年月日を含む) から10年以内のものに限る。)
 - · 危険物取扱者免状(写真の有効期間内のもの) · 消防設備士免状(同左)
 - ·在留力一ド(写真付き。日本国政府発行のもので有効期間内のものに限る。)
 - ·特別永住者証明書(同上)
 - ・学生証・生徒証(写真付きに限る)及び保険証
 - ・学生証・生徒証(写真付きに限る)及び住民票
- (2)インターネット回線及びインターネット接続可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の端末が利用可能であり、インターネット接続のスキル(WEBアクセス、ID及びパスワード入力、画面をクリックして項目選択等が可能)を有する方で、受講申込時に、次の①、②にいずれも該当しない方
 - ①電波法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり又はその執行を受ける ことがなくなった日から2年を経過しない方
 - ②第二級海上特殊無線技士、及び旧資格(特殊無線技士(無線電話甲))を取得されている方

4. 養成課程の受講期間、標準的な受講期間

受講者の受講開始日から修了試験(追試験を含む)の合格日までは6ヶ月以内です。尚、全受講を完了されないと修了試験を受けることができません。期間内に受講を完了されない場合は失格となり免許が得られなくなります。また、修了試験不合格の場合は、規定の再受講の完了後に一度のみ、追試験が受けられます。 (要追試験料)

5. 養成課程の授業科目及び授業時間(規定時間数による)

養成課程の資格	授 業 科 目	授 業 時 間
笠 - 级海上柱砂 - 约十十	無線工学	5時間
第二級海上特殊無線技士	法規	8時間

6. 養成課程の受講に必要なシステム

養成課程の受講は、eラーニングのシステムを使います。eラーニングに必要なシステムは次の通りです。

- (1)利用可能なインターネット回線(有線LAN、無線LAN等)
- (2)インターネット接続が可能で、ブラウザソフトによるホームページ閲覧が可能であり、電子メールの送信・ 受信が可能なパソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末

※電子メールアドレスが e ラーニングの受講 I D となるため、電子メールアドレスがないと受講できません。また、受講には1名様毎に異なる電子メールアドレスが必要です。お申込みいただく際の申込書には、受講者本人のみが使用する電子メールアドレスを必ず記載してください(スマートフォンのアドレスも可ですが、PCからのメールが受信できないと受講いただけません)。

- ※このeラーニングでは、オンラインのテキストのみのご提供となります
- 7. 受講申込・受付・受講開始・必要書類送付まで
 - (1)受講のお申し込みは、弊社ホームページから必要事項をご入力ください。(申込フォームリンクは下記17をご参照ください)

あらかじめ弊社(PC)からの電子メール(@b-tec.jp)が受信できる設定にしておいてください。

(2)弊社にて申込内容をご確認させていただき、請求のご連絡をさせていただきます。お支払い期日までに受講料をお支払いください。

※お申込の受付処理は平日9:30~18:00となります。

(3)弊社にてお振り込みが確認できましたら、eラーニングの受講 D を発行し、受講ガイドを送付させていただきます。eラーニングの受講 D 等は電子メールにて通知させていただきますので、受信次第、受講を開始してください。

※受講開始希望日ありの方は、受講開始希望日になるとeラーニングの受講が可能になります。

- (4)(3)の到着後、基本的に14日以内に下記の書類を弊社に郵送いただきます。
 - ·証明写真(同じもの2枚分 縦 3cm×横 2.4cm)
 - ·記入済の無線従事者免許申請書、及び申請に必要な書類(住民票等)
- 8. 受講中の質問、問い合わせ等の対応 ご質問は弊社担当まで電子メールにてお送りください。弊社より電子メールにて回答させていただきます。
- 9. 受講完了から修了試験受験まで

eラーニングによる受講開始後、受講完了された方は、修了試験受験を希望する旨を弊社にご連絡いただき、弊社で受講完了が確認された場合は CBT の修了試験予約用のチケット番号をご連絡いたします。

CBT の修了試験を受験される方は、予約前に㈱シー・ビー・ティ・ソリューションズ(CBTS)にユーザー登録を済ませていただき、システムにログインの上、会場並びに日時選択による受験予約を行っていただきます(CBTS の他の試験を受験されたことがある場合は、その際の ID とパスワードが利用できます)。

https://cbt-s.com/index.html

受験予約を変更される場合は、必ず事前に CBTS のシステムで予約変更処理を行っていただきます。 (予約変更なく試験を欠席された場合は不合格となります。)

案内 2ke

特に(諸事情で)、筆記による修了試験を希望される場合は、会場は名古屋市天白区、東京都荒川区、 横浜市港北区の3会場のみとなります。筆記試験の手配等は事前調整が必要になるため相談の上、個別 対応とさせていただきます。

10. 修了試験会場における身分証明書確認について

受講者本人以外の受験防止のため、修了試験会場では、当日、3.(1)の身分証明書の現物を確認させていただきます。

11. CBTの修了試験会場について

試験会場は、全国 300 箇所以上となります。詳細は、次のサイトをご参照ください。 https://www.cbt-s.com/examinee/testcenter/

※こちらのリンクにアクセスし、右上の「試験会場空席照会」をクリックし、試験選択で「特殊無線技士」を選択してください。表示された試験名で「SRB-05 第二級海上特殊無線技士養成課程の修了試験」を選択し、会場の条件、日程を選択すると、試験実施の状況を見ることができます。

12. 修了試験の受験科目及び試験時間、合格基準(電波法関係の告示による)

養成課程の資格	試 験 科 目	試 験 時 間	合格基準
第二級	無線工学	45分	ともに
海上特殊無線技士	法規	45分	60 点以上/100 点満点

- ※修了試験では、受講した内容の中から問題が出題されます。
- ※修了試験は、選択式の問題が出題されます。
- ※問題数は無線工学:10問、法規:10問です。

13. 修了試験に不合格となった場合

修了試験に不合格となった場合は、規定による再受講を行っていただき、再受講が完了していれば、修 了追試験が受験できます(有料)。修了試験時同様に、CBTによる受験が可能です。

- ※再受講の条件は、受講開始後にご案内いたします。
- ※修了試験が不合格の場合、受講者は1回のみ修了追試験を受験することができます(ただし、修了追試験の受験・合格も受講期間内に行なわなければなりません。)。

14. 修了試験又は修了追試験合格後、免許証交付まで

受講期間内に修了試験、又は修了追試験に合格された場合は、弊社から管轄の東海総合通信局に免許申請を提出いたします。

免許証が交付されるまでは最長でおよそ6週間を要します。免許証は弊社から送付させていただきます。

15. 受講期間内に修了できなかった場合

受講期間以内に受講完了及び修了試験合格ができなかった場合は失格となり、免許が受けられなくなります。 失格後は弊社の規定により、新たな期間(正規の受講期間以内)で再受講いただくことが可能です

案内 2ke

(追加費用が必要です)。また、失格後、再受講をされない場合は、受講料のうち未使用分の金額をご返金させていただきます。

追加料金による再受講、及び失格後のご返金の金額は、失格後に受講者様あてにご連絡させていた だきます。ただし、追加料金及びご返金は失格の日から1ヶ月以内の申し出に限り有効となります。

16. 受講料等

27, 325円(税込)

- ※受講料には、修了試験代(1回分)、無線従事者免許申請の印紙代を含みます。
- ※修了試験不合格の方は、別途 修了追試験受験料 4,950円(税込) がかかります。
- ※過去に、弊社の養成課程(eラーニング又は講習会)を受講された方(失格の場合を除く)は、 申込フォームに記載いただくと 2,200 円(税込)を割り引きます【複数資格の場合はいずれか1つのみ を割引適用いたします】。

17. お申込み・問い合わせ先(弊社連絡先)

・申込フォーム https://www.b-tec.jp/cgi-bin/rikutoku/sea2_regist.html

お問い合わせは、株式会社ベータテック 2海特eラーニング担当まで お願いいたします。

電子メール 2kai(at)b-tec.jp 電話番号(養成課程担当) 052-893-9935

- ※電子メールおよび電話でのお問い合わせのご対応は平日9:30~18:00となります。
- ※迷惑メール防止の対策をしております。(at)の部分を@に変更の上、お送りください。

以上